（定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の設置者の責務）

第五条　定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の設置者は、その設置する高等学校における定時制教育及び通信教育について、次に掲げる責務を有する。

一　定時制教育及び通信教育に関する施設及び設備並びに管理運営体制を整備し、及びその充実を図ること。

二　情報通信技術の活用等により定時制教育及び通信教育の内容及び方法の改善を図ること。

三　定時制教育及び通信教育に従事する教員の研修について、定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒の特性を考慮して、計画を策定し、及び実施を図ること。

四　定時制教育及び通信教育の振興等に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力すること。

五　通信教育連携協力施設（通信制の課程を置く高等学校の行う通信教育について当該高等学校と連携協力を行うものとして文部科学省令で定める施設をいう。以下この号及び第九条第二項第三号において同じ。）を設置し、又は他の者が設置する通信教育連携協力施設と連携協力を行う高等学校にあつては、通信教育連携協力施設における適正な教育の確保を図ること。

（基本指針）

第九条　文部科学大臣は、通信教育の適正な実施及び運営の確保のための基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2　基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　通信制の課程を置く高等学校の適正な管理運営に関する事項

二　通信教育の適正な実施及び運営の確保に必要な監督及び情報の提供、指導、助言、勧告その他の援助の適切な実施に関する事項

三　広域通信制課程（学校教育法第五十四条第三項に規定する広域の通信制の課程をいう。以下この号において同じ。）における通信教育の適正な実施及び運営の確保のための関係地方公共団体相互間の連携協力に関する次に掲げる事項

イ　広域通信制課程を置く高等学校及びこれに係る通信教育連携協力施設に関する情報の共有及び意見の交換に関し必要な事項

ロ　広域通信制課程を置く高等学校及びこれに係る通信教育連携協力施設の管理運営の状況を把握するための調査の実施に関し必要な事項

四　前三号に掲げるもののほか、通信教育の適正な実施及び運営の確保に関し必要な事項

3　文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（定時制教育及び通信教育の適正な実施及び運営に係る権限の適切な行使）

第十条　国及び地方公共団体は、定時制教育及び通信教育の適正な実施及び運営が確保されるよう、学校教育法、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

（調査研究の推進等）

第十一条　国は、定時制教育及び通信教育の内容及び方法に関する研究その他の定時制教育及び通信教育に関する調査研究の推進並びにその成果の普及及び活用のために必要な施策を講ずるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　文部科学大臣は、この法律の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、この法律による改正後の高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律（同項において「新法」という。）第九条の規定の例により、基本指針（同条第一項に規定する基本指針をいう。次項において同じ。）を定め、これを公表することができる。

3　前項の規定により定められ、公表された基本指針は、施行日において新法第九条の規定により定められ、公表されたものとみなす。

（学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正）

4　学校教育法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七条（見出しを含む。）中「高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律」に改め、同条のうち高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第四条の改正規定中「第四条の見出し」を「第六条（見出しを含む。）」に改め、「改め、同条第一項中「教科用図書」を「教科書」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第二項中「教科用図書」を「教科書」に」を削る。

文部科学大臣　松本　洋平
内閣総理大臣　高市　早苗

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月二十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第六十四号

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律

（金融商品取引法の一部改正）

第一条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　企業内容等の開示（第二条の三―第二十七条）」を

「第二章　企業内容等の開示
第一節　企業内容等の開示（第二条の三―第二十六条）
第二節　有価証券届出書（第二十七条）
第三節　特定非財務情報（第二十七条の二―第二十七条の五）
第一款　総則（第二十七条の六―第二十七条の十）
第二款　業務（第二十七条の十一―第二十七条の二十）
第三款　経理（第二十七条の二十一・第二十七条の二十二）
第四款　監査証明業者等（第二十七条の二十三―第二十七条の二十八）
第五款　認定特定非財務情報協会（第二十七条の二十九―第二十七条の三十六）
第六款　雑則（第二十七条の三十七―第二十七条の四十）
第四節　雑則（第二十七条の四十一・第二十七条の四十二）」

に改める。